

留学生対象・労働安全衛生に関する案内と責任事項について

当大学は学内での全活動において、実施可能な最高水準の労働安全衛生環境(OH&S)を大学職員、学生、その他関係者に提供することを目指しています。大学関係者全員に自分自身や仲間の健康を守る責任があります。目標達成に向けて各自が安全労働手順を常時順守し、自分や他人を傷つけたり設備機材を損傷したりすることのないよう、妥当と思われる事項全てに対して注意する必要があります。

大学の責任事項:

当大学は学生を「研修中」と考えるため、安全な労働慣行についてまじめに考え、採用する事が求められています。特に実験室、実地調査、ワークショップでの活動がその対象となります。学生は大学制定の安全労働手順と、担当講師、チューター、デモンストレーターによる労働安全衛生に関する指示に従う必要があります。上記の職員には学生が安全に学習できるよう確認する、学部長、センター長には学生へ適切な情報・指示・訓練を確実に与える責任があります。詳細については OH&S 課のホームページ <http://www.uq.edu.au/ohs> をご覧下さい。

講師による情報提供:

講師は各学期開講時に以下の内容を含む、一般安全衛生に関する情報を提供しなければなりません。

- 当大学の労働安全衛生方針について、また方針がどのように学生に適用されるかについて
- 実習授業・実地調査に関わる、学部や地方自治体制定の安全衛生責任事項について
- 各所における緊急避難の手順について
- 実験室や他の教室に備え付けの安全・緊急機材全てや利用手順について
- 実験室などにおける緊急応急手当の手順について
- 事故や事故寸前の事件の発生を講師・チューターに報告する、学生の報告義務について
- 授業中危険が及ぶような健康状態やアレルギーをもつことを申告する、学生の申告義務について
- 講師によって必要と認められた個人保護用機材の使用責任について
- 講師は、学生が実習授業で発生する安全衛生に関する特定の問題について熟知している事を確認しなければならない

学生は以下の事項を順守しなければなりません -

- 実験室や他の教室で危険への曝露を抑制または防止するため、以下のものが必要な場合 -
 - 安全器具
 - 個人保護用機材
 - 保安・緊急機材
 - 保護服・安全靴

学生は指示に従って機材や服を使用、維持管理しなければなりません。

- 学生は緊急事態発生時や避難時においては授業または実習の責任者、もしくは防火担当官の指示に従わなければならない。
- 学生は器具の欠陥等も含む、危険または危険と思われるものを発見した場合、直ちにスーパーバイザーへ報告しなければならない。
- 学生は労働安全衛生に関する指示事項を全て順守しなければならない。
- 学生は故意に自分自身または他人の安全衛生を脅かしてはならない。
- 学生は必要な際、もしくは手順について不明な場合、情報または助言を求めなければならない。

学生むけ一般的規則:

- 緊急時や避難訓練の際は、もよりの非常出口へ迅速にかつ気をつけながら移動すること。決められた集合場所*へ移動し、建物への立ち入りが再度認められるまで待機すること。実験室内や団体避難中は絶対に走らないこと。

* (集合場所は建物外の安全な距離を置いた場所に指定しており、学期開講時や避難訓練前に講師・チューターにより指示されている。)

- 自分が利用する全ての講義ホール、学習場所、図書館、学生用施設の出口位置を確認しておくこと。また利用建物の別階にある出口もよく把握しておくこと。
- 実験室内の安全用設備を確認しておくこと。例、安全シャワーの位置、洗眼場所、消火器、緊急用出口など。
- かばんや荷物は決められた場所に置くこと。通路や火災非常口をふさがないこと。
- 講義ホールの通路に座らないこと。混雑している場合、危険だと思ふ旨を講師へ申し出ること。改善処置が取られない場合、内線 52365 または 3365 2365 の労働安全衛生課に連絡すること。
- 全ての建物内、車両内、開放された窓のすぐ近く、出入口付近、建物外の換気口付近での喫煙は禁止されている。
- 飲食物(ボトル入り飲用水を含む)を実験室、講義ホール、動物飼育室内で取ってはならない。

警備員への通報:

緊急事態発生の際、講師・チューター・防火担当官が不在または警備員への通報ができない場合、自己の安全を確保した上で内線 53333(携帯電話または外線の場合 3365 3333)の警備室へ通報し、正確な位置(建物、階、出来れば部屋番号)および問題の内容を伝えます。爆発もしくは液もれの場合、携帯電話を使用しないで下さい。危険でない場合は、近辺にいる他の人々へも注意をうながします。

不安な点があれば報告を:

在学中、労働安全衛生環境に関して何らかの不安な点がある場合は講師・チューター、または必要であれば学部長に報告して下さい。対策が取られない場合、大学の労働安全衛生課へ連絡して下さい。